

千代田区立麹町小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止のための基本方針

(1) 基本理念

いじめは、その対象となった児童に深刻な苦痛を与え、時にはその生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れのある重大な人権侵害であり、決して許されない行為である。全教職員が、いじめは絶対に許さないという姿勢で、生活指導、教育相談に当たるとともに、人権尊重の精神を基盤に学校教育を推進することとする。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのために学校は、常に教育活動全般において生命や人権を大切にすることを実践することや、教職員が、児童一人一人多様な個性をもつかけがえのない存在であることを強く認識し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち教育活動を進めていくこととする。

また、知・徳・体の調和のとれた全人教育を進め、心に関する力「手と手（人と人と）のつながり」「言葉のつながり」「心のつながり」という「3つのつながりを大切にする」とことと「自ら考えて行動する」とこと、そして、そのために「あいさつ・返事・後始末をしっかりと行おう」という指針を掲げ、日々教育活動に取り組むこととする。

本校は、このような基本的な理念と教育目標に基づき、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

(2) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条に以下の様に定められている。

「いじめとは、児童等に対して、当該児童等在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

「この法律において、『児童等』とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。」

(3) いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは、絶対に許されない行為であり、児童は、いじめを行ってはならない。

(4) 学校及び教職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 基本施策

(1) あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。

(2) 児童が主体となっていじめのない学校生活を形成するという意識を育むため、児童が発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。

(3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの児童にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。

(4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。

(5) 相談方法を明らかにするとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人一人の状況の把握に努める。

3 基本的な取組

(1) いじめ防止のための校内組織の設置

いじめの防止等を目的とする校内組織として、「校内委員会」を設置し、状況に応じて生活指導部と連携して取り組む。校内委員会の委員は、校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭とするが、必要に応じてスクールカウンセラー等に参加を依頼する。委員会は定期的に開催する。

また、事故・事件発生時に迅速で適切な対応を図ることができるように、健全育成サポートチームを設置する。

千代田区立麴町小学校「健全育成サポート会議」

(いじめ防止対策推進法第22条に基づく必置組織)

○校内職員：校長、副校長、主幹教諭、特別支援教育コーディネーター、各学年主任、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー

○校外関係者：弁護士、臨床心理士、学識経験者、警察、民生・児童委員、青少年委員、指導主事、スクールソーシャルワーカー

【職務】

- (1) いじめ問題等にかかわる客観的な事実等の情報収集
- (2) 専門的見識に基づいた、適切な対応策の検討
- (3) いじめ問題等解決のための、学校等への指導・助言
- (4) いじめ問題等解決のための、保護者等への助言
- (5) 被害等を受けた児童・生徒に対する支援

(2) いじめ未然防止のための取組

① わんぱくキッズ活動による縦割り活動や幼稚園・保育園児との交流活動を充実させることにより、異年齢（異学年）の児童・幼児相互の交流と連携を図り、好ましい人間関係を育成するとともに豊かな人間形成を図る。（麴町小学校教育計画「わんぱくキッズ活動」「連携年間計画」に計画）

② 教育活動全般を通じて、児童の自己有用感・自己肯定感を高められるように努める。（麴町小学校教育計画「人権教育」「道徳教育」に計画）

③ いじめは人間として絶対に許されないという雰囲気を学校全体に醸成していき、いじめに繋がる様な些細なことでも見逃さないよう組織的に取り組む。また、保護者・地域との連携を図る。（麴町小学校教育計画「教育相談」「生活指導」に計画、学校便りの活用）

④ 保護者や関係機関等との連携を図りつつ、いじめ防止に資するため児童が自主的に行う諸活動を支援する。（麴町小学校教育計画「委員会活動」「ボランティア教育」「総合的な学習の時間」に計画）

⑤ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な教育活動として、情報モラル教育の充実を図り、思いやり月間及びセーフティ教室等を実施する。（麴町小学校教育計画「情報教育」「思いやり月間」「セーフティ教室」に計画）

⑥ 校内研修の充実を通じた教職員の資質の向上を図る。（職員会議等での研修）

(3) いじめの早期発見のための取組

① 児童理解の充実

学級担任は、児童の不安や悩みを聞くことで、児童が安心して生活できる学級づくり、児童の居場所のある学級づくりに努める。また、日記や道徳教育用教材「私たちの道徳」等を活用し、様々な方法で児童の心情理解を図る。さらに、児童が相互のよさに気付き、よさを認め合う活動を朝の会や帰りの会等を中心に充実させる。

② いじめ調査等

いじめを早期発見するため、定期的ないじめアンケート調査と聞き取り調査を実施する。

ア. 思いやり月間におけるアンケート調査年3回（6月・11月・2月）

イ. スクールカウンセラーによる面談（5年生）

③ いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめ等に係る相談を行える窓口を次の通り設置し、活用する。

ア. スクールカウンセラーの活用

イ. 担任等への直接相談

④ 教職員全体のいじめ等に関する情報共有の機会の設置

毎週金曜日の職員終会において生活指導関係の情報交換を行う。

(4) いじめ問題の早期対応の取組

① いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。

② いじめの事実が確認された場合は、校内委員会において対応を協議し次の対策を講ずる。

ア. いじめをやめさせ、その再発を防止する。

イ. いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。また、いじめを見ていた児童に対して、自分の問題としてとらえさせる指導を行う。

ウ. いじめを受けた児童が、安心して教育を受けられるために必要と認められる学習環境を保護者と連携を図りながら整える措置を講ずる。

エ. いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

③ 悪質ないじめや犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察等と連携して対処する。

(5) 重大事態への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

① 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。

② 健全育成サポートチームを招集し対応について協議する。

※いじめを受けた児童やその保護者、その他の児童への心のケアを図る。

③ 上記の組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(6) 保護者との連携・協力

保護者会等においては、児童の学校生活に関わる課題、問題等を保護者が十分に把握できるよう、児童の学校生活について情報交換する機会を設ける。

P T Aの活動では、特に学校行事の協力を保護者に求め、各行事の取組を充実させる。

(7) 学校評価（検証と改善）

いじめ問題の取組について、年2回の保護者アンケートを役立て、適正に自己（学校）評価し改善を図る。また、学校運営連絡協議会やP T Aとの連携を図る。

4 具体的な取組は、各計画の他別に定める。

附則 この方針は平成26年6月30日公布とする。

この方針は平成26年7月1日施行とする。

この方針は平成27年5月15日改正施行とする。